

# 2020 年度 運輸安全マネジメント

2020 年度(1 月 1 日～12 月 31 日)



## 1. 輸送の安全に関する基本的な方針

『安全はすべてに優先する』をスローガンに交通事故防止活動を推進する。

私たちは、トラックによる輸送を行う事業活動が地域社会、地球環境に与える影響を正しく認識し、安全マネジメントを構築、かつ、継続的に改善することにより交通事故防止を図ります。

これらを推進するため、交通事故防止の目的を設定し、定期的な見直しを図ることにより、全従業員で交通事故防止活動に取り組みます。

### 【重点施策】

- ① 従業員が交通事故防止活動に取り組むよう啓発活動を推進し交通安全教育を徹底します。
- ② 貨物自動車運送事業法、道路交通法など関係法令を確実に遵守します。
- ③ 全従業員が五つの“追突事故防止規則”を徹底し、多重事故や人身事故に繋がりやすい追突事故を徹底的に防止するとともに、エコドライブと車両の保守管理を徹底して環境改善を目指します。
- ④ 人間の注意力には限界があり、それをカバーするための様々な安全機器を積極的に導入します。
- ⑤ 基本方針は、従業員に周知させるとともに安全に関わる情報は積極的に社外に公開します。

## 2. 輸送の安全に関する目標、その達成状況

### ① 全社及び支店の事故低減目標及び実績

項目	2020 年目標	2019 年実績	2019 年目標
重大事故	ゼロ件	ゼロ件	ゼロ件
有責事故	64 件以下	113 件	64 件以下
対車両事故率	3.5%以下	6.2%	3.5% 以下

※重大事故とは、自動車事故報告規則第 2 条に規定する事故をいう。

※有責事故とは、無過失事故以外の事故をいう。

### ② 2020 年度 特別防止強化指定事故

◇重大交通事故の撲滅

◇追突事故の撲滅

◇入社1年未満社員の事故撲滅

### ③ 輸送の安全等に対する実績額(主な事項)

(単位:円)

デジタコ(ドラレコ一体型)搭載車展開	50,000,000
無事故表彰(個人・管理者・営業所)	3,328,000
都道府県トラックドライバーコンテスト優勝者表彰	500,000
熱中症対策(塩飴や冷却スプレーなど)	2,000,000

### 3. 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統

---

※別掲 PDF(別表1)

### 4. 事故・災害等に関する報告連絡体制

---

※別掲 PDF(別表2)

### 5. 輸送の安全に関する計画等

---

- ① 会議、コミュニケーション等に関すること
  - ・社長及び会社幹部による現場巡視
  - ・安全統括管理者による現場巡視
  - ・本部会議、部長会議、支店長会議、事業所会議
  - ・安全推進委員会
- ② 指導教育、研修等に関すること
  - ・新人運転者の育成及び指導者の能力開発(本社)
  - ・運行管理、整備管理、労務管理に係る管理指導(営業所)
  - ・安全運転、車両点検等の実技指導(営業所)
  - ・交通安全教育年間計画(国交省告示・当社独自教育)による指導教育(営業所)
  - ・適性診断結果による安全指導(営業所)
  - ・運輸安全マネジメント研修の受講(社外研修)
  - ・安全運転研修の受講(社外研修)
  - ・安全性優良事業所「Gマーク」の取得推進(本社)
- ③ 安全機器等の導入に関すること
  - ・全車両バックモニターの設置
  - ・アクティブサイドガードアシスト搭載車の導入
  - ・デジタルタコメーターの設置
  - ・ドライブレコーダーの設置拡大
  - ・衝突軽減ブレーキ(PCS)装着車の導入
  - ・車間距離/車両ふらつき/車線逸脱警報装着車の導入
- ④ 安全情報、事故情報の共有及び伝達に関すること
  - ・「交通安全ムービー」による事故防止意識の高揚(社内イントラの活用)
  - ・「安全ステッカー」の貼付による事故防止意識の高揚
  - ・「事故件数速報」「発生事故事例」の社内共有(社内イントラの活用)
  - ・ヒヤリ・ハットの情報収集及び共有化
  - ・危険予知トレーニングの定例化による啓蒙
- ⑤ 交通安全に係る各種活動の促進及び表彰に関すること
  - ・無事故表彰(個人・管理者・営業所対象)
  - ・第14回シンクランドドライバーコンテストの開催
  - ・都道府県トラック協会主催トラックドライバーコンテストの参加
  - ・全国交通安全運動、年末年始総点検期間における事故防止の啓蒙

## 6. 輸送の安全に関する教育及び研修(会議含む)の計画(社内実施)

---

時期	項目	担当	教育・研修(会議)等	対象者
随時	研修	本社	管理者研修(シンクランユニバーシティ)	各営業所長
随時	研修	本社/外部	オブジェ研修(セーフティドライブチーム)	選任運転者
随時	研修	本社/事業所	試用期間者教育	試用期間者
随時	教育	本社	安全運転・車両点検出前講座(実技指導)	事故多発事業所
毎月	教育	本社	初任運転者教育(国交省告示)	中途採用者
毎月	教育	営業所	国交省告示及び自社独自項目(通年)	運転者
毎月	会議	本社/拠点	安全推進委員会	推進委員
毎月	会議	本社	オペレーション会議	各部門長
毎月	会議	営業統括部	支店長会議	各支店長
毎月	会議	支店/チーム	支店/事業所会議	各営業所長

## 7. 輸送の安全に関する内部監査結果、措置内容

---

- ① 保安監査の実施
- ② 保安監査結果及び措置

## 8. 安全管理規程、安全統括管理者

---

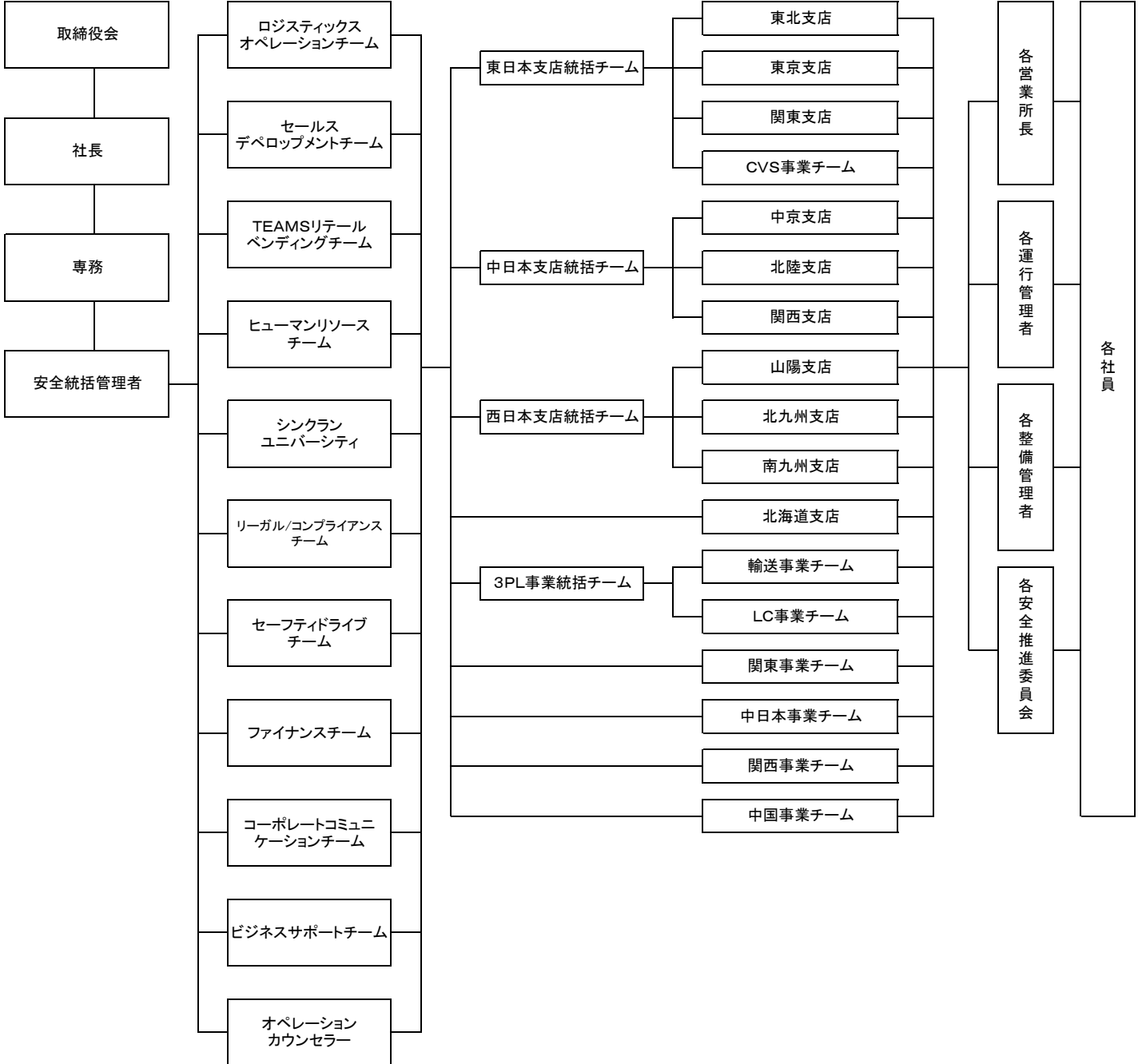
- ① 安全管理規程  
※別掲PDF
- ② 安全統括管理者  
常務取締役 リーガル/コンプライアンスチーム 五十嵐 光由

*thinkrun*

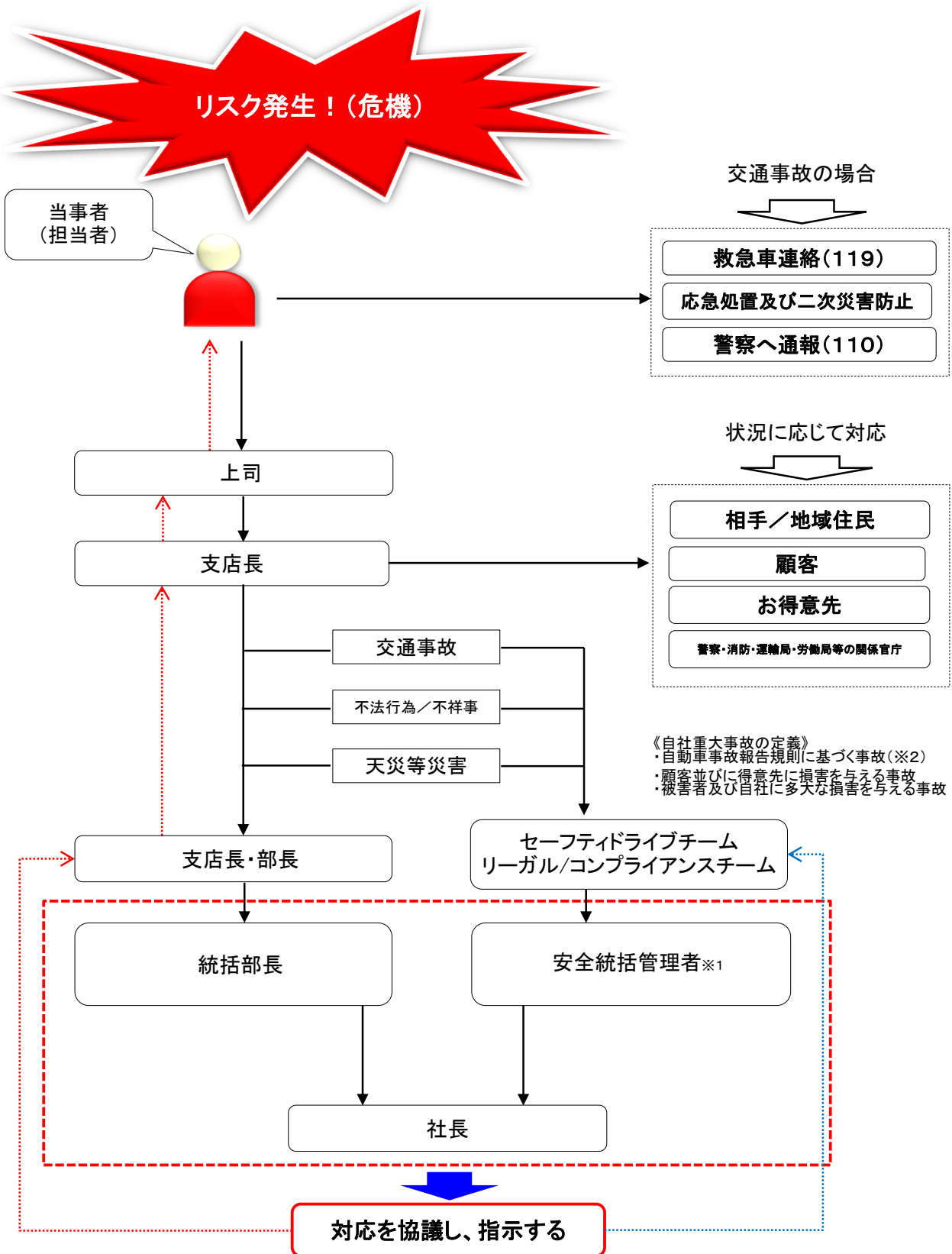
# (別表1) 株式会社シンクラン 安全マネジメント組織図

事業実行責任者 各事業部長/支店長

2020年1月1日現在



## (別表2) リスク発生時の社内対応フロー図



※1 社会的影響が大きい事故の各機関への対応は、安全統括管理者が行う。(行政庁への報告、報道機関からの問い合わせ、現地からの情報・指示)

※2 自動車事故報告規則に基づく事故

- ① 転覆 ② 転落 ③ 火災 ④ 踏切 ⑤ 10台以上の衝突 ⑥ 死傷(重傷者:入院14日以上、入院を要する傷害で治療期間が30日以上)  
 ⑦ 10人以上の負傷者 ⑧ 酒気帯び・無免許・無資格・麻薬等による事故 ⑨ 健康状態に起因する事故 ⑩ 車両故障による運行不能 ⑪ 鉄道施設を損傷し3時間以上鉄道車両の運転を休止させたもの ⑫ 高速道・自動車専用道で3時間以上通行を禁止させたもの ⑬ 国交大臣が報告を指示したもの

## 交通事故発生時の対応措置順序

- (1) 緊急措置の義務
  - ・ 事故現場に車両を停止する
  - ・ 負傷者の有無を確認する  
負傷者の救出 ⇒ 応急手当 ⇒ 安全な場所に移動 ⇒ 119番への通報
  - ・ 事故現場の周辺の危険防止措置を講ずる  
事故の続発を防ぐための車両や負傷者の移動など
- (2) 事故報告の義務
  - ・ 警察官への通報  
交通事故が発生した日時・場所 ⇒ 死傷者の有無・人数 ⇒ 負傷の程度 ⇒ 損傷した物損壊の概要 ⇒ 事故車の積載物 ⇒ 危険防止について講じた措置など
- (3) 警察官の不退去命令に従う義務
  - ・ 警察官が現場に到着するまで立ち去ってはならない旨の命令を受けたときは、その命令に従う
- (4) 相手方などノートに書き記す
  - ・ 免許証により相手方を確認  
運転者の住所・氏名・年齢・連絡先など
  - ・ 車検証により相手車両の確認  
使用者の住所・氏名・連絡先・車両種別・車両登録ナンバー・保険加入状況など
  - ・ 目撃者・証人の確保(警察官に連絡)  
住所・氏名・連絡先、車両種別車両登録ナンバー
  - ・ 警察官の所轄署名・氏名の確認
- (5) 上司への報告
  - ・ 上司に事故状況、救援の必要有無を正確に報告する  
上司は、報告を受け、現場に直行、事故の内容・原因等の関係、業務の補填・変更、顧客への報告などを行う
  - ・ 業務の支障状況、顧客とお得意先への報告の指示を受ける  
お得意様に対する製品の遅配が生じる場合は、まず顧客の承諾を得て、電話でお詫びし、当日中に事故当事者、もしくは代理の者が配送する旨を伝える
  - ・ 帰社後その日のうちに事故報告書を作成し、提出する  
事故と損害の概要・事故現場の略図・車両進行方向・車両の状況・その他参考になるもの
- (6) 高速道路で発生した場合の義務
  - ・ 後続車事故防止  
停止表示器材を後方から見やすい位置に置く
  - ・ 交通管制室への通報  
非常電話で交通管制室に事故を通報する
  - ・ 被害防止  
待機するときは、必ずガードレールなどの外側に出る
- (7) 交通事故発生後の謝罪など
  - ・ 被害者への見舞い・謝罪
  - ・ 顧客への報告・謝罪
  - ・ お得意先への謝罪
  - ・ 保険会社への報告
  - ・ 本社への報告(電話での第一報、事故報告書の送付)
  - ・ 運輸支局への報告(重大事故は30日以内に報告) なお、転覆・転落・火災・踏切事故であって、死者又は重傷者が発生した場合は、24時間以内に電話等で速報する